

2022年1月28日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイベース  
(コード:5073 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 高橋 淳也  
問合せ先 取締役管理部長 小國 忍  
T E L 022-208-9467  
U R L <https://www.j-base.net/>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催  
並びに TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2022年3月15日に開催し、本臨時株主総会において「上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で上場廃止申請をすることになります。

記

1. 本臨時株主総会の特別決議を経た上での上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は、2021年2月25日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場し、社会的認知を広げ、上場からおよそ1年間という短い期間ではございましたが、人材採用や経営品質の向上など一定の成果を上げたと考えております。

しかし、今般、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、いわゆる「ウッドショック」という現象が2021年上旬頃より生じました。「ウッドショック」は、木材の既存のサプライチェーンを突き崩し、価格が2～3倍に上昇いたしました。更に昨年夏以降、半導体や鉄鋼など多品目において値上げの影響を受けております。

このような急激な原価上昇のあおりを受けつつも、当社はお客様への販売価格維持のための経営努力を続けてまいりました。

こうした先行きが見通せない環境下ではございますが、建設業界が抱える技術者高齢化問題のなか若手技術者の採用と育成の手綱を緩める訳にはいきません。

当社といたしましては、強い収益力の改善が何よりも急務であり、非上場化したうえで経費費用の削減を以て迅速な業績回復と経営体制の再編を優先することが望ましいと考えました。

この選択は、将来的には当社の経営や建設業界の進展に大きく寄与するものと考えております。

当社では、これらのことから、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、今後、上場廃止申請をすることとしたいと考えております。

## 2. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会を招集し、上場廃止申請の件を付議する予定であります。

(1) 基準日公告の開始	2022年2月3日(木)
(2) 本臨時株主総会の基準日	2022年2月18日(金)
(3) 株主名簿確定	2022年2月28日(月)
(4) 招集通知発送予定日	2022年2月28日(月)
(5) 本臨時株主総会開催予定日	2022年3月15日(火)
(6) 上場廃止申請書の提出予定日	2022年3月15日(火)
(7) 上場廃止予定日	2022年4月13日(水)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定です(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条)。

## 3. 担当J-Adviserについて

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当J-Adviserである宝印刷株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当J-Adviserとしての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以上